

遠野市農業委員会だより

遠野盆地

Tono-Bonchi

令和2年9月

No.30

いがらし しゅんや
五十嵐 俊弥さん (26歳)

遠野市綾織町

岩手県立農業大学校を卒業後、県立遠野緑峰高校の実習助手として2年間務め、その後、実家の農業に従事。

経営内容は、水稻 24ha、WC S4.5ha、和牛1頭。

スマート農業を実践している若きホープです。



地域農業マスタープラン (人・農地プラン) の実質化



市内11地区で開催

「地域農業マスタープラン」の見直しに係る話し合いが、7月28日、附馬牛地区を皮切りに、8月12日の小友地区まで市内11地区で行われました。話し合いには大勢の方々が出席され、地域の現状と課題について話し合われました。

各地域の現状・課題

地域の現状と課題の主なもの、今後、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、後継者未定で、数年後農業を辞める意向の農業者の耕作面積が多く、

新たな農地の受け手や担い手の確保が必要。」というものです。このような現状から、話し合いでは次の意見が出されました。

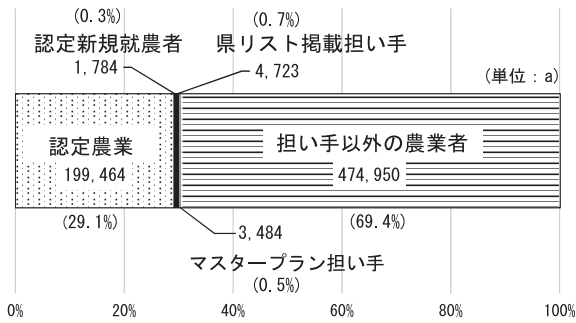
「農地の利用は、地域の中心経営体である集落営農組織や認定農業者に担ってもらうことや、新規就農者の受け入れを促進し、対応していかなければならない。農地の耕作条件を改善するための基盤整備事業、各種補助事業の導入なども行い、担い手への農地の集積及び集約が必要である。高収益作目の導入、多面的機能支払い交付金・中山間直接支払い交付金などを活用し、耕作放棄地の未然防止や、有害鳥獣被害対

策にも取り組んでいかなければならない。市はこれらの意見をまとめ次回話し合いが11月頃に予定されています。

プラン見直しの意義

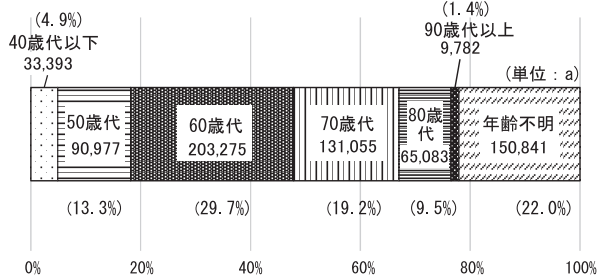
地域農業マスタープランの見直し(適切な将来ビジョンの策定)を行うことにより、国や県の補助金、その他の制度を活用する際に、事業の採択が優位になったり、優遇措置を受けることができます。例えば、基盤整備事業や地域担い手支援の機械導入事業、スーパー資金金利負担軽減措置等です。

担い手別の耕作面積

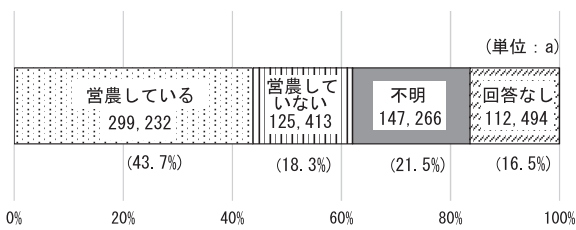


※特定作業受委託の農地の特定が完了していないため、集落営農組合の経営面積が反映されていません。

耕作者の年齢別農地面積



概ね5年後の営農意向による耕作者の面積



各種申請書の受付締切日のお知らせ

◆申請締切日

毎月10日(10日が市役所閉庁日の場合は翌開庁日)

※申請書のほか、必要な添付書類が全て整っていることが必要です。

◆受付内容

(農地法第3条申請) 農地を耕作する目的で貸借・所有権移転する場合

(農地法第4条申請、第5条申請) 農地を農地以外のものに転用する場合

(例: 住宅、駐車場、植林、一時的に使用する通路や資材置き場等)

(その他)

・認定農業者等が農地に利用権を設定又は所有権移転する場合

農地の貸借・売買・転用には許可が必要です

全国農業
新聞

発行日 毎週金曜日

(郵送で届きます)

購読料 月700円(消費税込)

お申し込みは、各地区の農業委員・農地利用最適化推進委員までお願いします。

令和2年度 農地パトロール実施

市内全域の農地を対象に、農業委員会と市農業再生協議会耕作放棄地再生部会が連携して、7月29日から8月7日までの9日間、農地パトロール(利用状況調査)を実施しました。

本調査は、①農地の利用状況の確認、②遊休農地の実態把握、③違反転用の早期発見を目的に、毎年この時期に実施しています。所有者の高齢化や後継者不足が影響して、特に、中山間地域で遊休農地・荒廃農地となっているところが多く見受けられました。今回の調査結果をとり

令和2年度農地パトロール調査結果(市内全域集計・速報値)

利用状況調査	荒廃農地調査	筆数	面積
1号遊休農地	A分類 (再生可能)	48 筆	69,809 m ²
	B分類 (再生困難)	199 筆	283,088 m ²
解消		1 筆	474 m ²
合計		248 筆	353,371 m ²



図面を確認中(小友地区)



現地を確認中(松崎地区)

まとめて、再生が可能な農地の所有者に対しては、「農地利用の意向調査」(今後の農地の管理方法を回答していただく調査)を実施することとしています。

また、山ぎわ等で山林や原野化し再生が困難な農地に対しては、非農地判断の手続きを進め、山林、原野等に地目変更をしていただくよう、所有者への通知を行っていきます。

農地は食料を生産するための大切な財産ですので、荒らさず管理していきましょう。

農地相談会を開催します。

農地に関する相談ごとはありませんか

農業者年金に加入すると、どうなるのかな？

おじいちゃんを持っている田んぼ、そろそろ誰かに貸したいけど、どうしたらいいのかしら？



各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員が、ご相談をお聞きます。

農地の貸し借りや名義変更(売買・贈与)、農地以外への地目変更など、ご相談ください。

○費用... 無料です。

○申込み... 不要です。

(お待ちいただく場合があります。)

※相談したい農地の地番等がわかる資料

(固定資産明細書等)をお持ちください。

■問合せ 遠野市農業委員会事務局 ☎62-2111

開催日	地区	会場	時間
11月2日(月)	綾織	綾織地区センター	各会場共通 13:30 ~ 15:30
	土淵	土淵地区センター	
11月4日(水)	遠野	遠野市役所本庁舎	
	宮守	宮守総合支所	
11月5日(木)	小友	小友地区センター	
	上郷	上郷地区センター	
11月6日(金)	松崎	松崎地区センター	
11月9日(月)	附馬牛	附馬牛地区センター	
	青笹	青笹地区センター	

農業者年金をご存じですか。

60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事している方は、どなたでも加入できます。

農業者年金の内容やご相談については、遠野市農業委員会又はJAいわて花巻(☎0198-62-2055)へお問合せください。

農業者年金基金のホームページには、各種パンフレットのほか、動画での紹介や年金額のシミュレーションコーナーがあります。

農業者年金

検索 <http://www.nounen.go.jp> 独立行政法人農業者年金基金





おすすめですよ

家族のルール、話し合ってみませんか 家族経営協定

我が家の家族経営協定書（経営者夫婦＋後継者の例）

【目的】健全な経営と健康で明るい暮らしの実現のため定めます。

【目標】

- (1) 農業経営の目標 水稲と野菜の複合経営により安定経営。
- (2) 生活の目標 生活と生産のけじめをつけ健康な暮らしを実現。

【経営計画】毎年1回税申告後に家族で方針を確認し、決定。

【就業条件】1日8時間を原則とし、繁忙により延長又は短縮。

【報酬】経営主が負担する生活費を差し引いた金額を支払う。

【健康管理】定期健康診断をに受診して健康管理。

【研修・地域活動】参加しやすい環境づくりで、積極的に参加。

【家族会議】毎週家族で作業計画を話し合う。

【経営移譲】家族で協議し決める。将来に向けた技術・知識を習得。

【作業分担】次のとおり分担し、相互に協力。

部門	内容	経営主	妻	後継者
農作業	農作業責任者	◎	○	
	水稲栽培（基幹作業）	◎		○
	野菜栽培管理	○		
経営管理 事務作業	簿記の記帳	○	◎	
	資産管理・税金申告	○		
	営農計画	◎		
家事育児等	家事（炊事・洗濯・掃除）		◎	○
	買い物		○	
	健康管理	○		

【その他】修正や追加は家族で協議し、再締結する。

農業経営のほとんどは家族経営です。そのため、経営と生活の境目が明確でなく、それぞれの役割や労働時間、労働報酬などの就業条件が曖昧になりやすく、そこから、さまざまな不満やストレスが生まれてきます。

経営者と配偶者や後継者、家族のみんなにとつて、魅力的でやりがいのある経営とするため、家族のルールについて話し合い、文書化することをオススメします。農業委員がお手伝いしますので、各地区の農業委員までお問合せください。



家族が増えるにあたり、経営面と生活面でのルールを話し合う、青笹町の中平さんと佐々木恵美子農業委員（右）

農業委員ひとりごと

農地専門委員会副委員長 小向 幸子

「今の課題をいかに 未来の農業につなげるか」

遠野に限らず、県内全般に高齢化・担い手不足が現実となつている中、地域の抱える問題を今後どのように改善していくべきか…。農業委員会活動の中で常にこのことが頭から離れません。

これからの農業につなげていくため、7月下旬からお盆前にかけて市内全地区で行われた地域農業マスタープランの話し合いでは、どの地区でもさまざまな問題が挙げられていました。

誰かに農地を貸したいけれども、ほ場の状態が悪く、農地の管理が難しくなっているところは借り手が見つからない。また、機械が大形化になり、現状の農地では耕作しづらいなどがありました。

家族経営協定で 活用できる制度上のメリット

- ① 認定農業者制度を活かす
女性や後継者が共同経営者として認定農業者になることができます。
- ② 農業者年金の有利な加入
配偶者や後継者の農業者年金保険料を国から補助してもらえます。
- ③ 農業次世代投資資金を夫婦で活用
通常の金額に対して夫婦2人の合計でその1.5倍の金額の交付となります。
- ④ 制度資金を借りる時
女性や後継者が自分名義で制度資金を受けられる仕組みがあります。

編集後記



異常気象がここ数年続いている中、今年も周期的に変わる天候に苦労しながら、作物の栽培に取り組んでいることと思います。

また、新型コロナウイルスの影響で消費者動向にも大きな変化が出ています。農業にとっては、不安な年となっていますが、農業者が一丸となり、今地域で取り組もうとしている地域農業マスタープランを柱に、この状況を皆の力で乗り越えて行きましょう。「農業者は負けない。」

（編集委員 菊池清重）

今年度の農地パトロールにおいても、農地の現状を見る限り、農家、農地の抱える問題が浮き彫りになっていと感じました。

私たち農業委員と農地利用最適化推進員ができることは限られています。それぞれの地区の農業委員会活動を通して、身近な農業者の声に耳を傾け、少しでも問題解決のために取り組んでいきます。

